

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(32)8895
栃木年金事務所
☎0282(22)4131

「平成29年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出について

・老齢年金(※)には、所得税法により、「雑所得」として所得税および復興特別所得税がかかります。

なお、障害年金、遺族年金には税金はかかりません。

※老齢年金とは、老齢または退職を支給事由とする年金をいいます。

・所得税の課税対象となる方は、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

・所得税の課税対象となる方は、次の金額の老齢年金を受け取られた方です。

1. 65歳未満の方は108万円以上
2. 65歳以上の方は158万円以上

円以上
・「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。
・年金に係る所得税額および復興特別所得税額の計算は、課税対象となる方が提出された「扶養親族等申告書」をもとに行われています。

「扶養親族等申告書」の送付について

日本年金機構は、毎年、所得税の課税対象となる方に、「扶養親族等申告書(はがき形式)」をお送りしています。

平成29年分は、平成28年8月下旬より順次送付しています。

提出期限を過ぎてしまっている場合でも、すみやかに提出をお願いします。

「扶養親族等申告書(はがき形式)」を棄損または紛失された方は、日本年金機構のホームページから印刷することができ、必要事項を記入のうえ、封筒に入れて提出してください。

■提出先

〒119-0220
東京都杉並区

高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構 宛

※この郵便番号は扶養親族等申告書の提出専用となっております。

※市役所ではお預かりできませんのでご注意ください。

「扶養親族等申告書」の記入方法について

税制改正により、平成28年分以降の源泉徴収票に控除対象配偶者や控除対象扶養親族の氏名を記載することとなりました。

平成29年分扶養親族等申告書をもとに、控除対象配偶者や控除対象扶養親族の氏名等を確認しますので、**楷書体のわかりやすい文字でのご記入**をお願いいたします。

そのため、前年に申告書を提出された方で、今回の申告内容に変更がない方についても、ご記入が必要となります。

「扶養親族等申告書」に係るQ&A

Q: 平成29年分扶養親族等申告書の控除対象配偶者、控除対象扶養親族の欄には、いつの時点のものを記載するのですか？

A: 扶養親族等申告書に記載すべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等に該当するかどうかは、申告書を提出する日の現況により判定してください。ただし、判定の要素となる所得金額や年齢については、次のとおりです。

所得金額・申告書を提出する日の現況により見積もった平成29年中の合計所得額による年齢・平成29年12月31日の現況による

Q: 前年の申告内容から変更があるかわからないのですがどのようにすればよいでしょうか。

A: 前年の申告内容から変更の有無が判らない場合は、申告書(ハガキ)表面の、「前年の申告内容から「変更あり」「変更なし」に関するチェックの記入は不要です。申告書(ハガキ)の裏面に受給者

氏名や控除対象扶養親族欄等の必要事項を記入してください。

Q: 夫婦で年金を受けています。この度、夫婦それぞれに扶養親族等申告書が送付されてきましたが、このとき長男をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。

A: ご夫婦それぞれ扶養親族等申告書を提出される際に、お子様を夫が提出する申告書で扶養控除の対象としたときは、妻が提出する申告書の扶養控除の対象とすることはできません。

Q: 申告書を提出しなかった場合にはどうなるのですか。

A: 申告書をご提出いただけない場合には、各種控除を受けることが出来ません。そのため、申告書を提出された場合に比べ、多くの所得税が源泉徴収されます。

